

使用開始日
2026年1月21日



ルーマイス米国投資適格債券ファンド [年2回決算型]

追加型投信／海外／債券

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ※2
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券※1)	年2回	北米	ファミリー ファンド	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・社債」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

この目論見書により行う「ルーマイス米国投資適格債券ファンド[年2回決算型]」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年1月20日に関東財務局長に提出しており、2026年1月21日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2025年10月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:21兆9,760億円
(2025年10月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

米国の米ドル建て公社債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

1 米国の米ドル建て公社債(主として社債)を主要投資対象とします。

*経済環境や市況動向等によっては、国債を中心に政府機関債等への投資割合を高める場合があります。

2 取得時においてBBB- (Baa3) 格以上の格付けを有する公社債に投資を行うとともに、ファンド全体の加重平均格付けをA- (A3) 格以上に維持します。

●格付けは、S&Pグローバル・レーティング(S&P社)もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's社)による格付けを基準とします。

*組み入れた公社債が、取得後に格付けの低下によりBBB- (Baa3) 格以上でなくなった場合、信託財産の純資産総額の10%を上限として当該公社債を保有することがあります。

※「加重平均格付け」とは、各組入公社債等の格付けを、それぞれの公社債等の組入比率に応じて加重平均して算出した格付けであり、ファンドにかかる信用格付けではありません。

●公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

*政府・州政府およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、同一発行体の発行する証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を上限とします。

公社債の格付けおよび主要投資対象のイメージ

格付け (信用力)	S&P社	Moody's社		
↑ 高い	AAA	Aaa	↑ 投資適格債 主要投資対象	
	AA	Aa		Aa1
				Aa2
				Aa3
A	A	A1		
		A2		
		A3		
BBB	Baa	Baa1		
		Baa2		
		Baa3		
↓ 低い	BB	Ba	Ba1	
			Ba2	
			Ba3	
	B	B	B1	
			B2	
			B3	
	CCC	Caa	Caa1	
			Caa2	
			Caa3	
	CC	Ca	高利回り債	
C	C			
D				

公社債の格付けとは？

公社債の格付けとは、公社債の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け会社(S&P社、Moody's社等)によって格付けが行われています。S&P社の場合、「AA」から「CCC」までの格付けに「+」、「-」という記号を付加し、各カテゴリ内での相対的な強さを表しており、また、「+」と「-」の中間に位置し、記号の付加のないものを「フラット」と称します。

投資適格債とは？

投資適格債とは、一般に、格付け会社によって格付けされた公社債のうち、「債務を履行する能力が十分ある」と評価された公社債をいいます。S&P社およびMoody's社による格付けでは、それぞれ、「BBB-」格以上、「Baa3」格以上の公社債がこれに該当します。

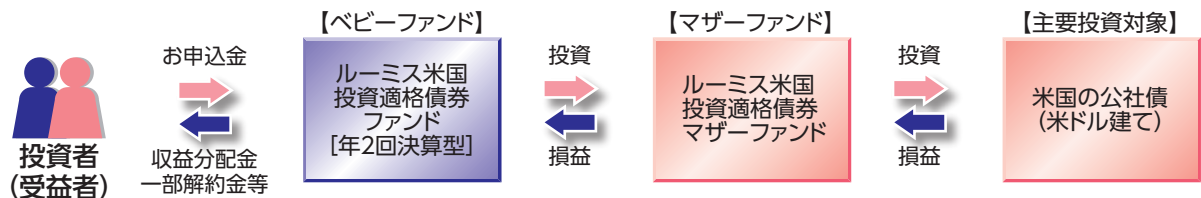


ファンドの目的・特色

- 「ルース米国投資適格債券マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

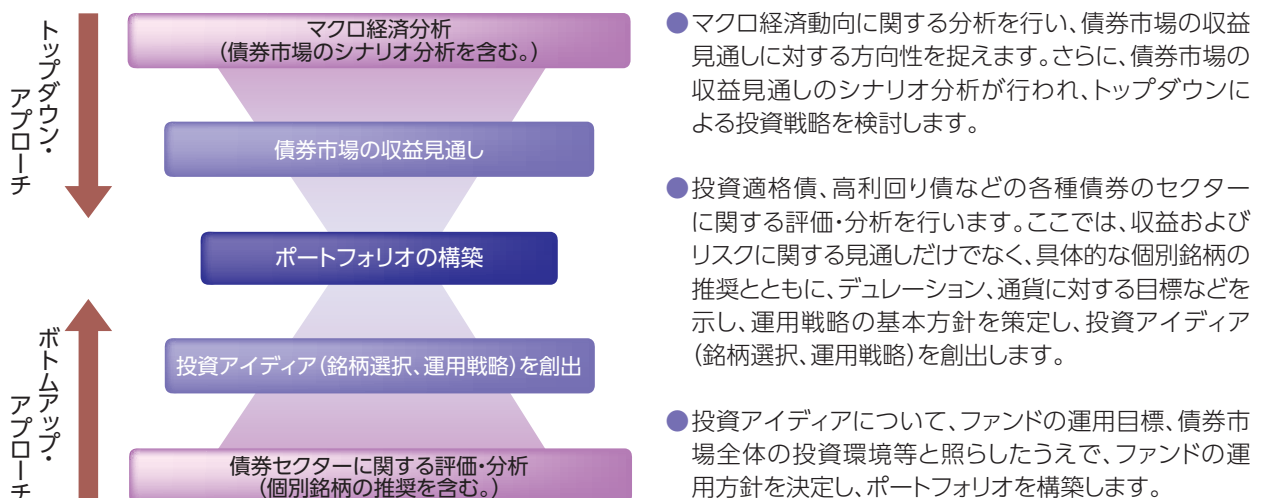
4 ルース・セイレス社が徹底した調査に基づく銘柄選択能力を駆使してマザーファンドの運用を行います。

- マザーファンドにおける円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を、ルース・セイレス社に委託します。

ルース・セイレス社（正式名称：ルース・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー）

- 1926年にアナリストにより設立された米国で最も歴史ある資産運用会社の一社です。
- 公社債による運用を中心に、約4,254億米ドルの総運用資産を有します。（2025年9月末現在）
- 公社債の格付けの分野においては、Moody's社に次いで全米で2番目に古い独自の格付けシステムを有しており、当該システムによる格付け変更予測等に基づいた銘柄選択に定評があります。

運用プロセス



銘柄選択の方針

ルース・セイレス社は独自に格付けを行うとともに、格付け会社の格付け変更を予測します。これによって、将来格付けの引き上げが期待できる銘柄や発行体の業界環境、個別銘柄間の利回り格差から割安と判断される銘柄等への投資を行います。

※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。



ファンドの目的・特色

5 毎年4月および10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

■ 主な投資制限

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使により取得したものに限り、実質投資割合において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。



ファンドの目的・特色

■ 配分方針

年2回の決算時(毎年4月および10月の各20日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ マザーファンドの概要

ファンド名	ルース米国投資適格債券マザーファンド
主要投資対象	主として米国の米ドル建て公社債
投資態度	①主として米国の発行体が発行する米ドル建ての社債、国債、政府機関債等の公社債に分散投資を行い、利息等収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。 なお、公社債への投資にあたっては、社債を中心に投資を行うことを基本としますが、経済環境ならびに市況動向等によっては、国債を中心に政府機関債等への投資割合を信託財産の純資産総額の原則50%を上限に高めることがあります。 ②投資を行う公社債の格付けについては、原則として取得時においてBBB格相当(S&Pグローバル・レーティング(S&P社)によるBBB-格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's社)によるBaa3格)以上の格付を得ている公社債(以下「投資適格債」といいます。)に投資するとともに、ファンド全体の加重平均格付をA格相当(S&Pグローバル・レーティング(S&P社)によるA-格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's社)によるA3格)以上とすることを基本とします。 ③組入れた投資適格債について、取得後、格付の低下によってBBB格相当以上でなくなった場合は、委託会社もしくは約款第19条に従い運用の指図に関する権限の一部の委託を受けた者の判断により信託財産の純資産総額の10%を上限として保有することができるものとします。 ④政府・州政府およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、同一発行体の発行する証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を上限とします。 ⑤公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。 ⑥外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑦運用指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用に関する権限)を、ルース・セイレス社に委託します。

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

金利変動 リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

為替変動 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドの投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
 - ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

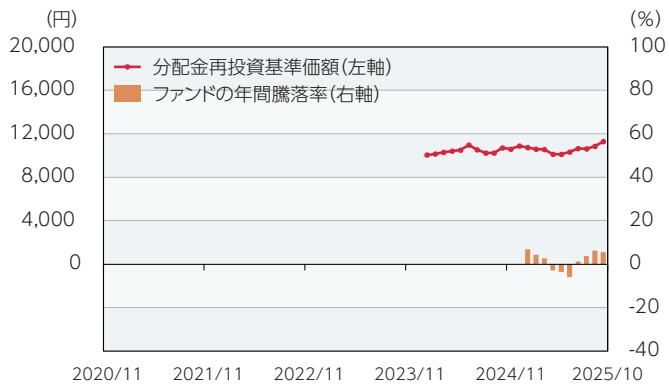
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



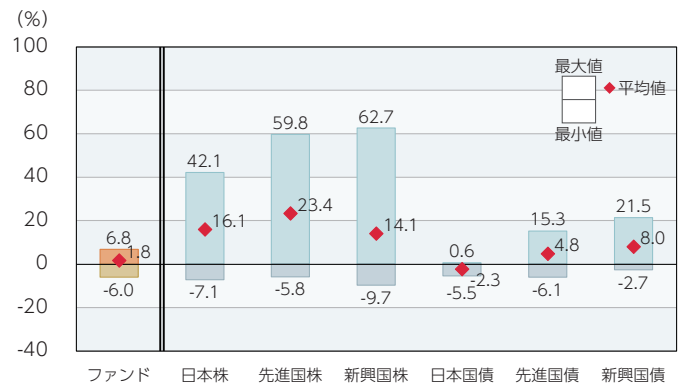
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド: 2025年1月～2025年10月

代表的な資産クラス: 2020年11月～2025年10月

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

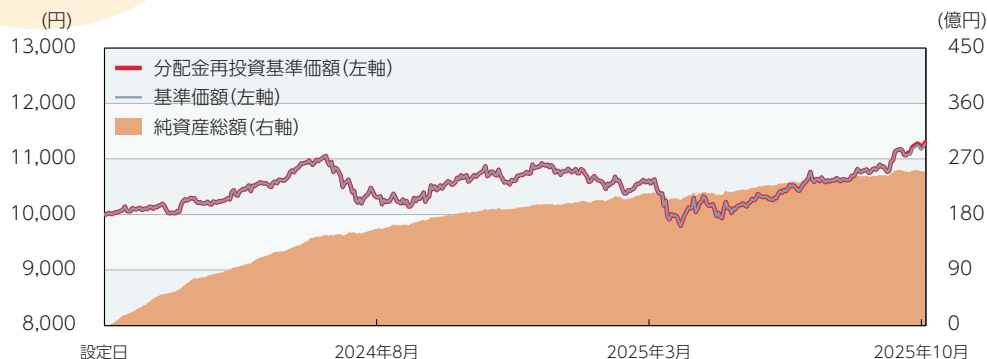
(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2025年10月31日

基準価額・純資産の推移 《2024年1月22日～2025年10月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2024年1月22日)

分配の推移(税引前)

2024年 4月	0円
2024年10月	0円
2025年 4月	0円
2025年10月	30円
設定来累計	30円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	ルース米国投資適格債券マザーファンド	99.51

ルース米国投資適格債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

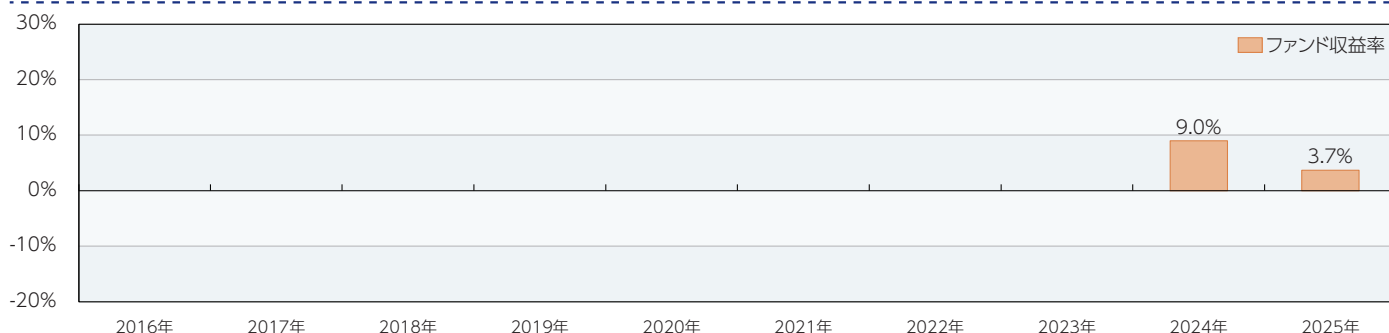
資産の状況

資産の種類	比率(%)
国債証券	39.42
内 アメリカ	39.42
地方債証券	0.01
内 アメリカ	0.01
特殊債券	0.30
内 アメリカ	0.28
内 オーストラリア	0.03
社債券	59.18
内 アメリカ	47.79
内 イギリス	3.33
内 カナダ	1.46
内 日本	0.85
内 フランス	0.77
内 その他	4.98
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1.09
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US T N/B 3.5 09/30/26	国債証券	アメリカ	3.5	2026/9/30	4.41
2	US T N/B 4.0 04/30/32	国債証券	アメリカ	4	2032/4/30	3.73
3	US T N/B 4.125 05/31/32	国債証券	アメリカ	4.125	2032/5/31	2.23
4	US T N/B 3.875 05/15/43	国債証券	アメリカ	3.875	2043/5/15	1.68
5	US T N/B 3.875 08/31/32	国債証券	アメリカ	3.875	2032/8/31	1.45
6	US T N/B 4.0 07/31/32	国債証券	アメリカ	4	2032/7/31	1.41
7	US T BILL 12/18/25	国債証券	アメリカ	—	2025/12/18	1.41
8	US T N/B 4.5 11/15/54	国債証券	アメリカ	4.5	2054/11/15	1.40
9	US T N/B 3.0 11/15/44	国債証券	アメリカ	3	2044/11/15	1.10
10	US T N/B 3.625 05/15/53	国債証券	アメリカ	3.625	2053/5/15	1.05

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2024年は設定日から年末までの収益率、および2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年1月21日から2026年7月17日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金 申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2044年4月20日まで(2024年1月22日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年4月および10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	「ルーミス米国投資適格債券ファンド[年2回決算型]」「ルーミス米国投資適格債券ファンド[毎月決算型]」の2つのファンド間で、スイッチング(乗換え)を行うことができます。 スイッチングの取扱いの有無は、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。 ※スイッチングの際には、換金時と同様に税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.96%	0.93%	0.03%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2025年4月22日～2025年10月20日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。